

行政事件の解決と職権主義の展開(一)

新山一雄

はじめに

一 行政手続に於ける職権主義の展開(以上本号)

二 行政争訟手続に於ける職権主義の展開

三 行政事件の解決と職権主義

はじめに

「職権主義」という概念は、民事訴訟法学に於いても多義的であり、その目的或いはその妥当する範囲等について多く解釈上の問題を残しているようである。⁽¹⁾ そして、それをうけて、行政訴訟法学に於いても職権主義の原則が実定法上どこまでの意味をもつのか、必ずしも明瞭にはされていない、とされている。しかし、始めにお断わりしておくが、もちろんここでの職権主義の分析は訴訟法の平面だけに限定されるわけではない。およそ本稿のもう一つの分析の対象となる「行政事件」とは、或る事件について私人の申請に始まり(場合によつては行政の職権によって開始される)、行政庁がそれについて審理し、その結論として処分されることを契機として発生するものであり、制度上予定された行政争訟手続に於いてその解決が図られるものである。従つて、その構造に於いて、

私人間に謂わば突発的に紛争が生じ、それがそのまま訴訟の場に持ち込まれ、元来は私人相互間の自由な解決に任さるべきものを裁判所が代わって裁定する民事事件とは自ら異なるものである。⁽³⁾ 行政法上あるべき法律関係を確定するという意味での行政事件の解決には、行政手続・行政不服審査手続及び行政審判手続・行政事件訴訟手続と三つの場面があり、当然そこには一種の機能分配の法則が存在するはずである。そして、また、それぞれの場合に、行政事件に関わる私人に対峙するものとしての行政庁、行政不服審査庁、裁判所には一方で、自らの職権により事実関係・証拠を調査し究明するという要請が働くものである。すなわち、そのことについて、雄川教授によれば、「行政法においては、私法と異なり、私的自治の原則は一般的に妥当せず、その規定は多く強行法規の性質をもつてゐる……。而してその規定の内容は、私的当事者間のいわば内部的な利害の衝突の調整というよりも、行政権と國民との外部的一般的関係を規律し、そこにおける行政権に対する國民の権利の保護と行政目的の達成という二個の目的を有する公益的規律である。そのような行政法の実現手段としての行政事件訴訟の目的もまた單に当事者の紛争の解決のみには存せず、紛争の解決を通して國民の権利の保護と行政の客観的適正の保障をはかることに存する。従つて、少くとも相対的には、民事訴訟に比して実体的真実の探究により多くの重点が置かれるべきである⁽⁴⁾」とされているが、右の要請が行政事件訴訟にだけ働くのではないことはいうまでもない。

- (1) 民事訴訟法学に於いては「職権主義」に對立する概念は「当事者主義」とされているが、これらは訴訟手続の過程でどちらにどれだけの役割を分担させるか、またどちらを主役にするかという觀点からのみ区分されるものであつて、行政処分の適法性審査及びそれを通じての行政事件の解決という本稿の基本的な問題関心からは、請求の當否の判断に必要な事實と証拠の探索および提出を誰の權能ないし責任とするかという觀点に基づく、「弁論主義」および「職権探知主義」の概念区別の方が有益である。なお、これらの概念の分類については、新堂幸司・民事訴訟法一七九頁以下に詳しい。また民事訴訟に於ける弁論主義の歴史的發展については、三ヶ月章・民事訴訟法一六五頁以下に詳しい。

- (2) 雄川一郎・行政争訟法一五三頁。

(3) 兼子一・民事訴訟法体系一九七頁。このように弁論主義の採用が私法の性格・私的紛争の性質と密接に関連しているとする立場に対して、その採否はあくまで合目的的・技術的考慮の産物にすぎず決して民事訴訟の本質と結びついたものではないという見解も近時有力のようである。三ヶ月「弁論主義の動向」法学協会雑誌七二巻一号一八八頁参照。

(4) 雄川・前掲一五四頁。

二 このように見てくると、私的紛争の解決を目的とする民事事件に比して、公益と何らかの形で関わりを持つ行政事件では、かなり広汎に職権主義的な事実探究・審理が行なわれており、また、それを是認する解釈原理が我が国の行政法理論の根底に存在しているということは一應承認しなければならないであろう。しかし、前にも述べたように、行政法上あるべき法律関係を確定するという意味での行政事件の解決には、行政手続・行政不服審査手続及び行政審判手続・行政事件訴訟手続と三つの場面があり、それぞれの場面で固有の職権主義的な展開が見られるのである。⁽¹⁾ ただ、それらが同一の行政事件の解決に向けられている以上、そこでの職権主義の展開には何らかの関連性があり、また、ある種の機能分配の法則が存在するはずである。それらを探り、そしてそれを通じて、行政事件の抜本的解決⁽²⁾という観点から、職権主義が果たす実質的役割を再検討することが本稿の主要な目的である。

行政上の法律関係が行政手続によって第一次的に定まるという典型的な行政事件に於いて、最終的に事件を解決し以って事件に関わる私人の権利を保護することを保障するものはいうまでもなく、抗告訴訟、就中取消訴訟である。取消訴訟で行なわれる処分の審理も結局は証拠による証明行為によつて行なわれる。⁽³⁾ そこでは、主として当事者としての行政手続及び利害関係人たる私人の主張立証によるわけで、改めて取消訴訟の審理を巡る行政法固有の問題に関わってくるのである。⁽⁴⁾ しかしその場合、当事者の主張立証といつても、訴訟の場に行政事件が持ち込まれるまでは既に行政手続過程（この中には行政不服審査手続も含む）に於ける職権主義的審理を経ているわけであり、それが取消訴訟の審理にどのような関わりを持つかは、訴訟の一方の当事者としての原告たる私人の地

位に重要な影響を及ぼすものであり、また前記の取消訴訟の審理を巡る問題の解明に決して無縁ではないようと思われるるのである。

- (1) 橋本公宣・行政手続法草案一〇九頁以下、綿貫芳源「行政不服審査(地方自治関係)」実務民事訴訟法講座九巻九三頁以下、下山瑛二「行政不服審査の審査手続」行政法講座三巻八三頁以下、兼子仁・行政争訟法二四一頁以下参照。
- (2) 新山一雄「処分取消訴訟における判決時説の意義と行政事件の解決」成城法学一一号七九頁以下。
- (3) 新山・前掲七五頁参照。
- (4) 新山・前掲七六頁以下参照。

一 行政手続に於ける職権主職の展開

一 行政上の法律関係が行政庁の行政処分によって第一次的に定まるという典型的な行政事件を想定した場合、行政処分が発布されるに至るまでの事前手続に於ける審理に如何なる原理・原則が支配しているかについては、これまで伝統的行政実体法理論の中で殆んど触れられてこなかつたと言つてよいであろう。伝統的行政実体法理論の体系は、いつてみれば行政行為の概念が全ての理論の中心に据えられて構築されたものであり、確かに遠藤教授の指摘される如く、行政法上の法律関係に私法上の法律関係とは異なる特殊性を承認することによって構成されてきたものである。⁽¹⁾ その行政行為に関する説明の大部分は行政行為の法律効果についてのものであり、行政行為が如何なる審理手続を経て発布されるものであるのかという問題は当然のことながら伝統的行政実体法理論の関心事ではなかつたのである。ただ、間接的に、法的に法律類似の、もしくは同等の効果を有する行政行為の否定的要件のカタログとしての瑕疵論の中で——とりわけ「主体に関する瑕疵」⁽²⁾、「手続に関する瑕疵」——、或る処分を発布する際しては合議機関を組織しなければならないものであつたり、他の行政機関の議決もしくは同意を得ることを要するものであつたり、或いは利害関係人の立会い又は協議もしくは弁明の機会を与えるものであつたりするという

事情を窺い知ることができるだけであつたといえよう。そしてそれらの事柄も、法律要件的に取消もしくは無効原因としての評価を与えられたもののみに限定されていたことはもちろんである。

右の事情は伝統的行政法体系の歴史的生成過程を想起するならば、決して意外ではない。体系の中心を成す行政行為概念は、その成立の当初から法律関係に於ける行政権の優越的意味の発現として觀念されていたものであることは、これまで十分に検証されている。⁽⁴⁾ 原理的に見ても、伝統的行政実体法の基本原理とされる「法の支配」の原理も、歴史的に、公権力の行使の全ての面を籠束するというようには決して機能してきていないのである。むしろ、この原理も行政における法律の留保の限度を示し、それによって行政の自立性を確立するものであつたという指摘もなされている。⁽⁵⁾ また、行政行為の法律要件の整備を主要なテーマとする、コルマン、ヒッペル、アンデルセン等によって努力された瑕疵論の確立も、行政裁判権によつて私人が保護される限度を画定するにすぎなかつたものであるといえなくもない。⁽⁶⁾ 伝統的行政実体法理論の中で説かれている行政行為の分類自体も行政行為を、法律行為的行政行為と準法律行為的行政行為とに分かつ、前者を更に命令的行政行為と形成的行政行為とに分かつという分類方法であり、それは法律効果を基準とするものであつて、今村教授の指摘される如く、どちらかといえば伝統的理論に於ける行政行為論は規範論理的な概念論に終始していたとも言えるのである。その意味では、处分効果を中心には瑕疵論が構成されたのは、むしろ当然のことであつたかも知れない。このことに関して、沿革上行政行為の概念モデルとされた私法上の法律行為との本質的差異を比較して、高柳教授により、次のような有用な指摘がなされている。すなわち、「行政行為と法律行為とでは、権利義務関係形成過程においてそれが占める地位・役割が全然ことなつてゐる。……私人間の権利関係の変動は当事者間の合意によるという建前を前提として、その下で権利関係の変動を欲する旨の意思表示が行なわれ、それにおいて、表示された効果意思に対応した内心の意思が欠け、或いは内心の意思の成立過程に瑕疵が存在するという事態が発生した場合に、法律行為の効果の基礎を個人の意思に求

める原理の見地よりするその意思表示の法的効果を否定すべきであるという要請と、この表示を信頼して権利変動の合意が形成されたことにかんがみるところの、表示に対する社会の期待（信頼）を保護すべきであるという要請とを、どのように調整妥協させるかについて定めることを主たる内容とする。つまり、法律行為の効果が問題になる基本的状況は、前記のごとき意思表示をした者は、いかなる場合に、或いはどの程度まで、社会の期待（信頼）を裏切っても、自らの内心の意思とくいちがう法律行為の法的効力を否認できるか——当該法律行為の内容とする義務または権利喪失を免れうるか——ということである。これに対して、行政行為の効力が問題になる基本的状況は、行政行為が国民代表議会の定立した強行規定たる行為規範による根拠を必要とし、及びその羈束を蒙っていることを前提として、この根拠を欠き、またはこの羈束に違背した行政行為が行なわれた場合に、それによつて当該行政行為の内容とするところの権利義務関係の形成を認めてよいかどうかということである。法律行為の瑕疵論の中心的課題は、意思・自由の原則に発するところの、表意者の保護の要件・程度であったのに対して、行政行為の瑕疵論のそれは、行政の法的拘束の原則に発するところの、行政行為の相手方の保護である。⁽⁹⁾ というものである。

右に述べられたように、行政法に於いては行政の意思形成過程は問題にされないという体質を、歴史的にもっと端的に表現したものは、ラーベントやG・イエリネット等によって主唱された「行政権の「外部内部関係二分論」」⁽¹⁰⁾である。これが伝統的行政実体法理論などのように影響を与えたかは、畠山助教授の研究に詳しい。すなわち、「ラーベントやG・イエリネットはことさらに国家の一体性を強調し、外部に対して国家は常に一体としてのみ現出するといふ、いわゆる“不滲透性”理論を主張した。それによって国家内部の機関は独立の法主体性を否認され、それ故に法律関係を生ぜしめないものとされ、そこから国家内部の意思形成過程は、自然人における決心の過程と同様に、第三者（市民）に対しても何らの法効果を生ぜしめないものとされたのである。このような〈外部内部〉峻別論は、言うまでもなく、外部関係にのみ『法規』の存在を認め、法律の留保を外部関係にのみ押し止

め、法より自由な領域を行政権内部に準備するものだったのだ。」のような〈外部—内部〉峻別論は、E・カウフマンやS・トーマの批判に遭遇しながらも、更にアンショットにより内容的にも洗練され、ドイツ国法学に確固たる根を下すことになったのであって、行政法学の泰斗オットー・マイヤーさえ、その点に関して多言を費す必要はないのであった。⁽¹⁾としている。

- (1) 杉村教授によれば、「行政手続を、行政機関の活動の成立過程と解するかぎり、その内容は広汎であつて、……各種各様の手続があくまでもこれららの手続のうち、行政不服審査手続は、原則として、すでに行なわれた行政処分に対する行政不服申立ての審査手続である意味において、行政処分手続を事前行政手続（または第一次的行政手続）といふのに対し、事後行政手続（または第二次行政手続）あるいは事後救済手続といわれることがある。」とされているが、ここにいう事前手続とはその意味に於ける「事前手続」である。杉村敏正・行政手続法一七頁。
- (2) 遠藤博也「行政法学の方法と対象について」田中二郎古稀記念・公法の理論下I一六三〇頁。遠藤教授は更に同頁で、「私法上の法律關係とは異なる将来性の承認による理論化、体系化は、最初から解答の体系を提供するという作業でしかありえないことをいみする。」とされている。
- (3) 田中二郎・新版行政法上（全訂第二版）一四三頁以下。
- (4) 田中二郎・行政法総論二一四頁以下、塙野宏・オットー・マイヤー行政法学の構造一六〇頁以下。
- (5) 塙野・前掲二一四頁以下。オットー・マイヤーの行政行為の自立性についての「行政行為は、私法上の法律行為とは異なり、法的効力の全てを法律から導き出すのではなく、特別の制限が無い限り、自ら規定的に活動する公権力である。」というテーゼはその後の行政行為概念の発展の方向を端的に暗示するものであったと云えよう。O. Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht I, 3. Aufl., S. 97.
- (6) 眼底論の整備の訴訟手続法的意義については、田中二郎・行政行為論一六七頁以下、畠山武道「許認可の際の同意の性質(1)」民商法雑誌六七卷一号六七頁参照。
- (7) K. Kormann, System der rechts geschäftlichen Staatsakte, S. 49ff
- (8) 今村成和「現代の行政と行政法の理論」公法研究三〇号 一一一頁。
- (9) 高柳信一「公法、行政行為、抗告訴訟」公法研究三一号 一一八頁。

(2) P. Laband, Das Staatsrecht des Deutschen Reiches II, 5. Aufl., S. 180ff. G. Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte, 2. Aufl., S. 220ff.

(1) 墓口・前掲八頁。

「いまだ見ぬたよんに」伝統的行政実体法理論の体系の中では、行政処分の發布に至るまでの事前手続の段階で如何なる審理が行なわれるのかについては殆んど触れられることがなかったが、我国を含めてドイツ行政法の圧倒的影響下にあつた國々の中では、オーストリアがこのよだな問題について最も関心が深かつたといえよう。
一九二五年に制定された一般行政手続法は三七条に於いて、「審理手続 (Ermittlungsverfahren)」として、「審理手続は行政事件の處理の基準たるべき事実の態様を確定する」とを目的とする」と規定している。⁽¹⁾ 第一七回ドイツ國法学者會議に於けるベッターマンの報告によれば、行政行為の發布に至るまでの手続過程は、「事実の確定を目的とする審理手續」、「法律を解釈しそれを認定した事実に適用する手續」、「通知および執行の手續」の三段階から成るとされた。⁽²⁾ オーストリア一般行政手続法三七条以下は、このベッターマンによる区分の最初のものに關わるものであることは疑いがないが、一般行政処分のどの範囲まで、このように手続法的に整備された手續がきちんと採られたかは疑問が残される。ベッカーによれば、「手続の開始 (Einleitung des Verfahrens)」は行政庁の職権により、或いは当事者の申し立てに基づいて行なわれ、そして行政庁は職権によるか、審理手續を経て、「事実關係の確定」を行なうとしている。⁽³⁾ 一般行政法上の事実關係は、行政上の専門的、技術的、合理的な調査を行ない、その上で確定される。「審理手續」の概念自体、そのような通常行なわれるであろう行政庁の審理の行動を理念的に抽象一般化したものであると言えなくもなく、必ずしも、それのみによつて行政庁の調査の合理性、完全性を担保したものでもなかつたとも思われるのである。

(1) これについては、橋本・前掲四八頁以下、金子宏「ドイツにおける行政手続法の過去と現在」ジュリスト一一一號二

○直参照。また橋本・同五〇頁以下によれば、「ドイツでは、オーストリアの行政手続法はこれまでほとんど顧みられなかつた。ドイツの行政法学は、第一次行政処分の手続についてあまり関心をもたず、行政実体法と救済方法の整備で満足していた。……ドイツがオーストリアの行政手続法の影響を受けなかつたのは、恐らくは法治国の観念が相違していることに由来するといえるのではなかろうか。すなわち、オーストリアでは、行政は法律にもとづいてのみ行なわれるところ」との意義は、行政機関の行為の内容は法律で定められなければならないということの外に、行政機関の行為の方式、手続は法律で定められなければならないといつゝことを含むと考えられているようである。これに対しても、ドイツでは、法治行政の原理は右のうちの前者のみを意味し、後者まで要請するものではないと考えられてきた。このような法治国の観念の相違が、行政手続について異なる態度を探らしめるに至つたのであらう。」としている。

(2) オーストリア一般行政手続法の内容については、臨時行政調査会第三専門部会第一分科会「行政手続に関する報告附属資料2（行政手続法に関する立憲例）」六九頁以下に中村弥三次教授の邦訳があり、これを参考した。

- (3) K. Bettermann, Das Verwaltungsverfahren, Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer, Heft 17, S. 138. vgl. A. Markl, Allgemeines Verwaltungsrecht, 214ff. E. Becker, Das allgemeine Verwaltungsverfahren in Theorie und Gesetzgebung, S. 117.
- (4) Becker, a.a. O., S. 157. ebenso, Herrnrit, Das Verwaltungsverfahren, S. 82.

III わがや現であたよる伝統的行政実体法理論の体質から、一九七六年に成立した西ドイツ行政手続法(Verwaltungsverfahrensgesetz)が、「一般行政手続法としての性格をかなり制約されたものとなるべくをえたかったのはおほく当然かよしなさい。行政手続法六三条一項によれば、「法律の規定によつて正式行政手続(Förmliche Verwaltungsverfahren)とよぶとされる場合に、」の法に基づいて正式行政手続が採られる。」とわれて、⁽²⁾ まだ、同法一〇条によれば、「行政手続は手続の方式に関する特別の法律の規定のない限り特定の方式には拘束されない。行政手続は簡素かつ合目的に行なわれるものとする。」とある。これらの規定から分かるように、西ドイツ行政手続法に於いても、行政手続の無方式性(Nichtförmlichkeit des Verwaltungsverfahrens)の方が原

則化されていふ。しかし、現在までの理論段階の、一般行政処分の事前手続について全面的司法形式化を図るにと
の、一つの限界が示されていふと言えなくもない。とりわけ、一〇条で「行政手続の無方式性の原則」を強調し
て、後文に行政の合目的性の要請が語られていふ」とが象徴的である。これも、背景に厳然と屹立している伝統的
行政実体法理論の基本構造を想起するならば、決して不可思議なことではない。それは、行政法理論もしくは公法
理論のそもそもの方の基本原理である三権分立の原理およびそれを受けた「行政」というものの概念規定に直接
結びつくものである。我国の理論の通説的説明によれば、行政とは、「法の下に法の規制を受けながら、現実に国家
目的の積極的実現をめざして行われる全体として統一性をもつた継続的な形成的国家活動である」とされている。⁽⁴⁾
この「国家目的的実現」ということについては更に、「国家目的は、近代国家においては、法律その他法規の内容
として掲げられ、行政は、これらの法規の中に化体された国家目的を実現する作用として行われることが多い。し
かし、このような国家目的のすべてが、法規の中に全体として統一的に化体されているわけではなく、また、實際
上に、それは望み得べることでもない。法文の形式に具体的に化体された国家目的を超えて、現代国家の窮屈的な
正当性をもつた目的——何がこの意味での正当性をもつた目的であるかについては、異論があり得よう——を認め
ることができる」とされ、従つて、「行政が全体として統一をもつた国家の形成的活動であるとの当然の結果とし
て、行政に多かれ少なかれ、裁量 (Ermessen, *discretion*) の余地が残される」ということになるのである。⁽⁵⁾

このことは、西ドイツ行政手続法でも当然考慮されていふ。すなわち、コラップによれば、「行政手続の無方式性
の原則の意味するものは、行政手続法 (VerwVG) や同一條によつて適用される他の法律に別様の規定がない限り、
原則として、如何なる手續を採るかそして如何なる手續を形成するかは合目的的行政の裁量に委ねられていると
いうことである」⁽⁶⁾ とある。また、一九六三年に公表された行政手続法模範草案 (Musterentwurf eines
Verwaltungsverfahrensgesetz) の説明書によれば、行政手続は、一方で行政需要に反するような方式化を保障す

るものであり、他方で、法治国原理の要請に応えなければならぬのである。しかるに、その間の妥協の産物として、一九七六年の西ドイツ行政手続法が制定されたのであり、諸般の事情が考慮され、一般行政手続の合法化が出土されたのである。⁽⁸⁾

(一)

西ドイツにおける行政手続法制定過程について、成田頼明「行政手続の法典化の進展」田中一郎古稀記念・公苑の開編トーナメント講演。たゞ、vgl. F. Kopp, Verwaltungsverfahrensgesetz mit Erläuterungen, S. 19ff.

Ule/Sellmann, Zum Stand der Vereinheitlichung des Verwaltungsverfahrensrechts, Deutsches Verwaltungsbatt. 1967, S. 838.

(二)

西ドイツ法に於ける行政手続の例について vgl. Meyer/Borgs, Kommentar zum Verwaltungsverfahrensgesetz, S. 394.

(三) Musterentwurf eines Verwaltungsverfahrensgesetz 1963, S. 74. これによれば、「無差別性の原則」は基本的原則 (Prinzipienatz) である。最もかくも手続原則の頂点 (Spitze) は起訴ではなく訴訟原則。

(4) 田中一郎・行政法総論111頁。

(5) 同111頁。

(6) 同111頁。

(7) 脱レーフの代表的教科書によると「オルベーネック『行政法教科書』では、『行政活動は、法のもとに属して、國家目的とするもの実現によりて、譲るに付しない持分を有している。しかし、そのことによつて、行政上の決定が判決と同置せられるふうへいふを意味するのではない。……司法が專い法に拘束されざるのに対し、行政は法の枠内や其の裁量で行動するべし」とある。」E. Forsthoff, Lehrbuch des Verwaltungsrechts I, 10 Aufl. S. 4f. だが、ハカルベーネックのこの行政本質論は、法規範 (Rechtsstaat) 原理と社會主義國家 (Sozialstaat) 原理の統一を闘争した結果得られたものである。Vgl. Begriff und Wesen des sozialen Rechtsstaats, VWDStRL 12, S. 8ff.

(8) Kopp, a.a., O.S., 94 (zu §10 VwVG).

(9) Musterentwurf eines Verwaltungsverfahrensgesetz 1963, S. 74.

曰 ふじわら、このように制約された適用領域しか許されなかつた「正式手続」自体は、行政処分の發布に至るまでの事前手続の同法化 (Justizförmigkeit) を目指すものであると觀念されていたようである。ウーレンは以前から、「正式な、法治国原理に従つて構成された行政手続は行政裁判所の手続について複数の審級を不要にする。」と主張して⁽¹⁾いた。我国でも、田中一郎博士は、「ドイツ的思考方法に対する反省と批判とが、行政手続法を生み出す背景となつてゐるといつてよいであらう。すなわち、行政は、形式的に、法律に基づき法律に従つて行なわれるという建前をとるだけでは足りないのであって、実質的に、その公正性と適確性とを保障する必要があり、殊に、人民の権利又は利益の侵害にわたる行政権の発動にあたつては、事後の救済は当然として、事前に公益と私益との調整を図る必要があるといつて見地から、行政にひいても、司法手続に準じ、手続の法的規制をなすべきであるとするのである。」とされて⁽²⁾いた。このように觀念された行政手続に於いては、公益と私益との調整を図る見地から、或いは法治国原理の要請によつて、私人は行政手続の当事者として手続に参加する権利もしくは地位が保障されるのである。⁽³⁾

しかし、そのことから直ちに、正式手続によつて規定された行政手続が、裁判手続、すなわち近代国家に於いては基本的には当事者主義の構造を有する手続と同等の性格を有すると断ずることはできない。西ドイツ行政手続法に於ける「正式行政手続 (förmliches Verwaltungsverfahren)」では、六七条で行政庁の決定は口頭弁論 (mündliche Verhandlung) を経て行なわれるところである。これに関連して六六条では、関係人に行政手続に於ける意見陳述権、証人および鑑定人に対する尋問の機会が保障されてゐる。そして、この口頭弁論等が、単に疑似的、形式的に行なわれるものではないことは、六九条一項で、「行政庁は手続の全体の結果 (Gesamtergebnisse des Verfahrens) を評価して決定しなければならぬ」とされ、関係人が手続に関与したことが決定に影響するものである。

とを明らかにして、いることから分かる。しかし、それらの立場によつても正式行政手続が弁論主義を基調とする民事訴訟手続と同種の性格を有するものであるとはいえない。六九条一項の一項の一つのモデルとなつたと考へられる西ドイツ行政裁判所法一〇八条は、一項で「裁判所は手続の全体の結果からえた自由な心証にしたがつて裁判をする。」とし、二項で「判決は、関係人が意見述べることができた事実および証拠調べの結果のみを基礎としなければならない。」としているが、行政手続法六九条ではこの二項に相当する部分が欠落している。この点について、ボルクスによれば、「一項は、口頭弁論だけではなく、手続の他の全ての側面が決定の基礎とされなくてはならない。」…口頭弁論の中心的な意義はそれによって損われるわけではない。それは、口頭弁論の対象は、明らかに、関係人に知らされたいは知らされるべきものであつた限り、その時点まで集積された手續の結果 (Verfahrensstoff) であるということに基づいている。それ故、問題なのは、事実上全ての項目が口頭弁論によつて明らかにされたかといふことではなくて、関係人にそれらの事柄について口頭弁論の機会が与えられたかといふことなのである。⁽⁵⁾ とされている。結局、一方で関係人に手續参加権が保障されてはいるが、一方で行政庁固有の職権により手續が遂行され、その結果が決定の基礎となるという事実は動かしがたいといふことがここに窺われるのである。手續の開始にしても、正式手續では六四条で一応、関係人の申立 (Antrag) を要件としているが、それも不告不理の原則を手續に於いて保障するものではない。⁽⁶⁾

逐次採用はされなかつたが、我が国の行政手続法に関する議論に大きな影響を与えた、臨時行政調査会第三専門部会第二分科会による行政手続法草案に於いても事情は同様である。決定の基礎となる「証拠調」について草案八五一条では「主宰者は証拠調をすることができる」とされ、これに対する逐条説明では次のように述べられている。すなわち、「証拠調は、当事者の申出又は職権によつて行なうことができる。行政手續においては職権主義が基調とされるが、この草案もその点においては変りがない。しかし、以下6条に規定するごとく当事者の申出権を大幅に

認め、当事者の権利を損わないよしに配慮してある。この草案においては、証拠能力及び証明力については何ら制限をおかず、これに関しては、すぐて主宰者の自由な評価に委ねられることになる。立証責任の分配についても何ら規定しなかつた。概略的には、行政処分の一般的要件については、立証責任は行政庁側にあり、例外的に、これを排除する要件については、当事者側にあると考えられるが、事实上はこの限りで、主宰者の自由な判断に係るわれる」とはなるべく、主宰者は、証拠調査の技術に習熟する必要がある。⁽⁴⁾」と説明された。

- (1) Ule, *Verwaltungsverfahren und Verwaltungsgerichtbarkeit*, DVBl 1957, S. 359. ハーンのがかる発言を除いて、行政裁判所の事実審の審級の数及び、ハーネルの間の有名な論争の存したことは周知のとおりである。vgl., Bachof und Ule, *Nochmals, Verwaltungsverfahren und Verwaltungsgerichtbarkeit*, DVBl 1958, S. 6 ff. なお参考、金子・前掲110頁、市原昌三郎「行政手続と行政訴訟の關係——西独学者におけるハーネルの論争」公法研究1111巻1七四頁。

(2) 田中・司法権の限界1111七頁。なお、成田・前掲11111頁によれば、「本法の制定は裁判所にとってあわめて有意義である。しかし行政裁判所にとっては、大きな負担軽減となることが予想される。すなわち、従来の不統一な行政手続は、ともすると行政手続に対する国民の不信を招き易く、国民の間には、とかく訴訟の手段によって裁判所の公正な判断を得ようとする傾向が強かつたが、行政手続法によって行政決定の判断過程が透明化され、公正なものとなれば、裁判所の公正な判断を求める必要性がそれだけ少くなると考えられるからである。」とされてくる。

- (3) Aussprache von Ule in VVDStRL 17, S225. vgl., Ule/Becker, *Verwaltungsverfahren im Rechtsstaat*, S. 22ff.
(4) 南博方編・注釈行政事件論議法(参考資料・西ドイツ行政裁判所法)四1111頁の記述を参考した。
(5) Meyer/Borgs, a.a. O., S. 407.
(6) Meyer/Borgs, a.a. O., S. 396.
(7) 横本・前掲110九頁参照。

五 行政手続が仮に関係人の申立てによって開始されるものであつても、手続の主体となるもの、或いは手続を主導するものは行政手続であるところ、動かしがたい事前手続の基本構造からも、行政手続の当事者主義的構成には限

界があり、そこではやはり、広汎に職権主義が展開される余地が残され、或いは職権主義が基調となるものであることは一応是認しなければならないであろう。行政処分も基本的には、行政庁の事実関係の認定に基づいて発布される。行政庁は利害関係人の申立てによるか、もしくは職権により手続を開始した後は、一般に自らのイニシアティブにより手続を進行し、自由な心証に基づいて事実関係を認定する。しかし、その際にも証拠調べを行ない種々の事項を基準として評価を行なうので、その証拠調べ、評価の方法が結局のところ事実認定を左右するのである。しかも、行政事件では、行政庁には、その収集しうる限りのあらゆる資料によって「実体的真実」の発見に努めなければならぬという一次的義務が存在することが、条理上認められる⁽¹⁾。それは、行政上の法律関係が第一次的に行政庁によって定まるという行政法固有の法律関係の故にである⁽²⁾。

行政手続に於ける広汎な職権主義の展開を背後から原理的に強力に支えているのはやはり伝統的行政実体法理論の体質である。そしてそれは、再び、三権分立の原理をうけた「行政本質論」にまで遡ることができるのである。西ドイツの代表的教科書とされるフォルストホップ著「行政法教科書」では、「行政は固有の事件 (Sache) に於いて作用し、固有のイニシアチブにより作用するものである。場合によつては、利害関係人の申立てによって始めて作用することもあるが、これを原則とするものではない。司法と異なり、行政は社会生活 (Sozialleben) から切断され孤立した要件に集中されるわけではない。裁判官はこの要件のみに関して判決し、その他の社会生活は彼自身には原則として変更不可能な所与のもの (Gegebenheit) と甘受するに届まるのに対し、行政は全体としての社会秩序と共に活動することができる」である。⁽³⁾ とされている。

また、我国の理論の中では、田中一郎博士の「行政の第一次判断権」の理論の中に最も顕著に現われている。すなわち、「行政は、行政主体のイニシアチブに基づき、積極的に、公共の福祉の実現その他行政の目的とする結果の実現をめざして行なわれる形成的国家活動……である……。近代法治国家においては、行政は、法律に基づき法

律に従って行なわれるのが原則であつて、その意味では、行政は、法律の執行であり、法律の具体化であるといふことができるが、そのことは、行政主体のイニシアチフ、すなわち、行政の第一次的判断権を否定するものではない。したがつて、こういふかなる時点で、どのような行政を行なうかは、行政主体のイニシアチフに基づき、その行政作用がもたらす結果その他相手方に及ぼす影響など、各種の利害を比較考慮したうえで決すべきものであつて、実際上にも、全体的にみて最大最良の結果を実現するよう政策的・技術的裁量の余地が与えられているのが通常である。」⁽¹⁾ ふつぶつ。⁽²⁾

- (1) Becker, a. a. O., S. 82.
- (2) 新田・前掲七四頁。
- (3) Forsthoff, Lehrbuch des Verwaltungsrechts I, 10. Aufl., S. 6.
- (4) 田中・同法權の限界 | 三三頁。なお、田中博士は右の行政の第一次判断権は憲法にも由来するものである。同一六頁

(未記)